

住宅の修理. 写真+図面もOKの文書



事務連絡

平成23年9月12日

各市町村災害救助法担当課 御中

福島県災害対策課長

平成23年東北地方太平洋沖地震における住宅応急修理について（通知）

このことについては、平成23年4月1日付けで実施要領を送付し、取り扱いを示したところですが、今般その取り扱いについて下記のとおり厚生労働省から見解が示されましたので、お知らせいたします。

各市町村におかれましては、柔軟な対応をお願いします。

記

災害救助法における住宅の応急修理について、その申請にあたっては、原則施行前・中・後の写真の添付が必要とされているが、施行前後の図面等からその修理の妥当性、及び客観的に修理を行ったことが確認できる書類により対応することも可能である。

↓  
写真+図面もOK

(事務担当 災害対策本部総括班 生活再建支援チーム)

電話 024-521-5805.5806 Fax 024-521-5785

メール kyujo@pref.fukushima.jp)